



家具類転倒防止器具の 購入・取付費用を補助します！



香川県内の家具類転倒防止対策実施率を100%にすることで、死傷者数は約4分の1に軽減されます。

【香川県地震・津波被害想定（第2次公表）】

地震発生直後の命を守るために、家具類の固定を実施しましょう。

補助の対象となる方（①、②共に条件を満たす必要があります。）

- ①高松市内に住所を有する方
- ②補助金の申請日に、納期限の到来した本市の市税を滞納していない方

補助金額

- ・設置した器具の購入・取付費用のうち、3分の2以内（上限1万円）
- ・1世帯につき1回まで

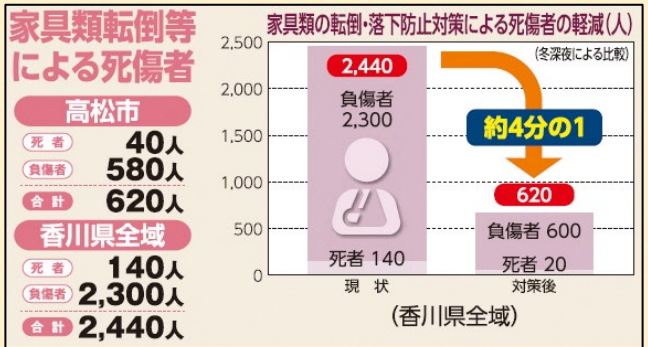
※令和6年度に購入し、取り付ける器具が対象です。

申請期間

令和6年5月7日～同年10月31日まで
※予算がなくなりしだい、終了します。

※申請受付終了後にキャンセル等が発生した場合は、追加募集を実施する可能性があります。（別途、お知らせします。）

※持参の場合は、平日の午前8時30分～午後5時まで、郵送の場合は、当日消印有効です。



申請方法

申請先：
高松市危機管理課（メール、持参又は郵送）
※申請書は、危機管理課窓口又は高松市ホームページから入手できます。

補助の対象となる家具類及び器具

家具類

たんす、本棚、食器棚等の家具、テレビ、冷蔵庫、電子レンジ等の家電製品ほか。

器具

L字金具、連結金具、ポール式器具、ベルト式器具、ストッパー式器具、マット式器具、扉開放防止器具、収容物落下防止器具ほか。

！！ 器具の取付けを業者に依頼する場合は、各自で専門的な知識を有する工務店やホームセンター等に依頼してください。市で業者の紹介等はありません。

！！ 補助金額については、申請書に記載した金額ではなく、器具の購入・取付後に御提出いただく、実績報告書に記載する金額です。

！！ 申請後に要件を満たさないことが判明した場合や、器具を購入しなかった場合等は、速やかに高松市危機管理課に御連絡ください。

補助金交付までの流れは裏面をご覧ください

補助金交付までの流れ

高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金

交付申請

申請書に必要事項を記入し、本人確認書類の写しを添付の上、高松市危機管理課へ申請します。



高松市危機管理課から「交付決定通知書」が届きます。
※交付の条件を満たさない場合は「不交付決定通知書」が届き、補助金を受けることはできません。

申請期限
10月31日まで（当日消印有効）
※予算額に達した時点で締め切り

実績報告及び補助金請求

転倒防止器具を設置完了後、実績報告書に必要事項を記入の上、

- ① 器具を設置した後の家具類の写真
- ② 購入した器具の内訳及び金額並びに購入した日の分かる書類
- ③ 事業者による取付作業を実施した場合は、取付けに係る内訳及び金額並びに作業を実施した日の分かる書類

を添付して、高松市危機管理課へ実績を報告します。

併せて、

請求書に必要事項を記入し、高松市危機管理課へ提出します。



高松市危機管理課から「交付指令書」が届き、後日、申請者本人名義の指定の口座へ補助金が振り込まれます。

（※記載内容に不備等がなければ、実績報告等を受理した月の翌月下旬頃予定）

実績報告及び提出期限
3月5日まで（当日消印有効）
※書類の補正が必要になる場合がありますので、早めの提出をお願いします。

※スケジュールはあくまで目安であり、状況に応じて変更する可能性があります。

※申請書等への押印は原則不要です。

高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金

〒760-8571

お問い合わせ先

高松市番町一丁目8番15号
高松市役所防災合同庁舎3階
危機管理課 危機管理係

TEL : 087-839-2184